

# 「daywork」利用にあたっての厳守事項

## 基本事項

- 「daywork」の目的や内容を理解し、利用する**農家個人の責任**において利用してください。
- 「daywork」のアプリ利用料は、**令和3年・令和4年は無料**となっています。ただし、**令和5年1月以降は有料**となる予定です。
- 自分で登録した募集内容（日給、支払方法、時間等）は必ず守るようにしてください。
- アプリの利用により知り得た個人情報（登録情報）を不正に収集、他人に提供する等の行為は禁止されているので気を付けましょう。

## 雇用条件

- 労災保険等の加入**  
アプリの利用には**労災保険**か**JAの傷害共済**への加入が必須となります。
- 賃金**  
**最低賃金**を下回らないようにしてください。青森県の最低賃金は次のとおりです。  
令和4年10月4日まで・・・822円/時間  
令和4年10月5日以降・・・**853円/時間**
- 労働時間**  
1日あたり**8時間**を超えないようにしてください。
- 休憩時間**  
労働時間によって次のとおり休憩をとるようにしてください。  
①労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合は**45分以上**  
②労働時間が8時間を超える場合は**60分以上**

## トラブル防止・働きやすい環境の整備

- 仕事前日までの注意点**  
自分の登録している募集に応募があったら、すぐに対応するようにしましょう。  
1度成立した仕事をやむを得ず中止にする場合は、早めに応募者へ連絡するようにしてください。  
また、必要事項（**服装、集合時間、トイレの場所、休憩場所等**）は募集内容に記載するか、マッチング成立後のメッセージ等で事前に連絡するようにしてください。
- 仕事当日の注意点**  
応募者の中には農作業に慣れていない初心者もいるので、できるだけ専門用語などは使わず、優しくわかりやすい指示を出しましょう。また、ハラスメントと捉えられるような発言や行為に注意しましょう。

# 補助労働力を安定的に確保するために

## 1. 労災保険への加入について（労災保険法第3条）

### （1）季節的労働者の雇用と労働保険への加入

個人経営（法人を除く）であっても農業は、常時5名以上（年間を通じて5名以上）の労働者を使用する場合、強制適用事業となる。（整備等に関する政令第17条）

		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金
個人事業主		特別加入	加入不可	国民健康保険	国民年金
労働者	5人以上	強制加入	強制加入	任意加入	任意加入
	5人未満	任意加入	任意加入	任意加入	任意加入
従業員		強制加入	強制加入	強制加入	強制加入

任意加入又は特別加入に区分される場合でも、万一の事故に備え、できるだけ加入手続きをすることが経営主の自衛手段としても望ましい。もし、加入せずに事故が起きた場合、事業主補償をしなければならない。（労働基準法第75条以下）

### （2）労災保険の加入と労働者災害補償保険法（労働基準法第84条）

労災保険に加入していれば、労働者災害補償保険法が適用され、事業主補償の責を免れる。

## 2. 男女間の労働条件について

労働者が女性である事を理由に、賃金について男性と差をつけてはならない。但し、仕事の能力や仕事内容が異なっていれば、その個人間で給料が異なっても差し支えない。

## 3. 安全に配慮した労働環境づくり（労働安全衛生法59条）

季節的労働者を雇うとき、次のような作業上の注意点を教えなければならない。

- ① 作業により生じる恐れのある病気とその予防方法
- ② 作業中に怪我をしないための注意事項
- ③ 作業具の整理整頓
- ④ 事故が起きた場合の応急措置に関すること

なお、休業4日以上が事故が発生した場合、最寄りの労働基準監督署長に「労働者死傷病報告」を提出しなければならない。（労働安全衛生規則97条）

## 4. 賃金の支払いについて（労働基準法23・24・25・26・59条）

- ① 賃金は、支払日を決め全額を通貨で労働者に直接支払わなければならない。  
18歳に満たない季節的労働者（高校生含む）を雇う場合でも、賃金の支払いは、同じく本人へ支払わなければならない。
- ② 農産物を給料の代わりにはできない。

## 5. 年少者の雇用について（労働基準法68条）

18歳未満の年少者を雇用する場合、年齢を証明することができる戸籍証明書（もしくは、住民票記載事項の証明書）を備えておかななければならない。

また、深夜（午後10時～午前5時）に働かせることは、原則として禁止であるが、農業においてはこの限りではない